

ジュクドク！ 看護政策 No.22

都道府県看護協会長様・政策情報ご担当者様

日本看護協会 政策企画部

2011年10月26日



訪問看護ステーションにおける医薬品等の購入・保管について 厚生労働省より疑義照会資料の発出

■訪問看護ステーションが購入・保管可能な医薬品・衛生材料等の整理

訪問看護ステーションにおける一部医薬品・衛生材料等の購入・保管については、平成23年5月13日付で、厚生労働省医薬食品局長より「薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について」通知が発出されております。これにより、訪問看護ステーションが滅菌消毒用医薬品などを卸売販売業者から直接購入し、保管することが認められております。

この度、10月19日付で、本件に関する疑義照会資料（Q&A）等が発出され、訪問看護ステーションが購入・保管できる医薬品・衛生材料等の具体的な品目が、【別紙1】のとおり整理されました。

- 訪問看護ステーションが卸から直接購入できる医薬品
（従前より使用・保管することは可能） ⇒【別紙1】表1のとおり
- 訪問看護ステーションが購入・保管できる衛生材料、医療機器等の具体例
⇒【別紙1】表2のとおり

■購入した場合の請求方法は、事前に医療機関と取り決めを

医師の指示にもとづき個別の患者への処置等に使用する医薬品・衛生材料については、医療機関に提供義務があります。訪問看護のためにステーションがこれらを購入し、提供しても、費用を利用者に請求することはできません。

訪問看護ステーションは、緊急訪問などで医薬品等を立替購入した場合の請求についてあらかじめ医療機関と取り決めをし、利用者に負担のかからないよう留意する必要があります。

貴会におかれましては、今後とも訪問看護が円滑に実施できるよう、貴都道府県下の訪問看護ステーション及び関係機関へのご周知をお願いいたします。

<お問合せ先> 日本看護協会 政策企画部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 電話：03-5778-8804 FAX：03-5778-8478

Eメール seisaku@nurse.or.jp ホームページ <http://www.nurse.or.jp/>